

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】

2

- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】

3

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】

4

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】

5

### ◇ 訂 正

- 第5548号の訂正【会計室】

7

- 第5604号の訂正【交通局総務経営課】

8

北九州市告示第 281 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1379	吉志 8 号 線	門司区恒見町 6 9 1 番 7 地先 から 門司区恒見町 6 9 2 番 2 地先 まで	4.0	33.6

北九州市告示第 282 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 6 月 7 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1379	吉志 8 号線	門司区恒見町 6 9 1 番 7 地先から 門司区恒見町 6 9 2 番 2 地先まで

北九州市公告第416号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月7日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和6年度介護保険事務処理システム保守及び運用業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課  
北九州市小倉北区域内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立製作所九州支社北九州支店  
北九州市小倉北区堺町一丁目2番16号
- 5 契約金額  
7,738万5,000円
- 6 契約期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 8 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,461人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万5,503人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,267人

小倉北区 4万9,980人

小倉南区 5万7,323人

若松区 2万2,033人

八幡東区 1万7,832人

八幡西区 6万8,630人

戸畑区 1万5,609人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万8,836人

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和6年	5548号	3	上から13行 目	「の各号に 掲げる」	「の各号」

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和6年	5604号	23	上から15行目	北九州市交通局長	北九州交通局長
		24	上から17行目	令和6年7月11日	令和4年7月11日